

5. みどりの基本計画用語集

あ行

アダプトプログラム

里親制度のこと。地方自治体が、道路や公園などの清掃活動を地元住民に任せる制度。地元住民を里親に、公共施設などを養子になぞらえたもので、地方自治体は管理用具の提供や傷害保険などの費用負担、地元住民は労力の提供を行う。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準とする。

NPO

Non-Profit-Organization（民間非営利組織）の略称。法人格を持った、公共サービスをしている民間非営利組織のこと。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど様々な分野で活動する団体が含まれる。

オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・樹林地・農地など、建物によって被われていない土地の総称。

か行

街区公園

主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積0.25haを標準とする。

環境基本計画

環境基本法（平成5年11月に制定された環境に関する最上位法）第15条に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱などを定める計画。21世紀半ばを展望して、環境政策の基本的な考え方と長期的な目標を示すとともに、その実現に向けて21世紀初頭までの国の施策と地方公共団体、事業者、国民、民間団体に期待される取り組みを体系的に明らかにし、各主体の役割、政策手段のあり方などを定めている。

緩衝緑地

工場、コンビナート地帯あるいは道路、鉄道から周辺の住宅地、市街地への公害や災害を防止するため、境界地区において設けられる緑地。

幹線道路

道路網のうち主要な骨格をなし、都市に出入りする交通と都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受けもつ道路。

協働

市民・事業者・市など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、ときには相

反する関係を持ってきた主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協同的關係のこと。それぞれの努力を補完して取り組みをすすめることで、ばらばらに取り組む場合と比べて、大きな効果を生み出すことができるものと期待される。

近隣公園

主として近隣に居住するものの利用に供することを目的とする公園で、面積2haを標準とする。

グラウンドワーク

地域住民と地域企業、行政が連携しながら展開する身近な地域の環境づくりを進めるための環境改善活動。英国における都市環境を創造する民間団体「開発トラスト」が「生活現場（グラウンド）からの創造活動（ワーク）」をテーマとして始めた活動がきっかけとなったもの。

建築協定

建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者がその全員の合意により、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等に関する基準を定める制度。

公共施設緑地

公共空地などの都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設と公共公益施設における植栽地などが該当する。

さ行

里山

人里近くの樹林地又はこれと草地、湿地、水辺地一体となった土地のこと。戦後の都市圏の拡大とともに、宅地開発のターゲットにされ、日本各地で急激な減少が見られた。近年の自然環境保全・回復運動とともに里山復活運動が各地で行われはじめている。

市街化区域

都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画区域の中の一つで、住宅建設などの市街化を抑制すべき区域。

施設緑地

都市公園法に基づいた「都市公園」と都市公園以外の「公共施設緑地」及び「民間施設緑地」と区分される。

自然林

植林によらず自然に生成した森林、天然林。

市町村マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

住民の価値観の多様化等に対応して、個性的で快適なまちづくりのための施策を住民の理解と参加の下に総合的に進めるため、住民に最も身近な自治体である市町村が、住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地域のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針等をきめ細かく総合的に定めることができるようにしたもの。

児童遊園地

地区の自治会、個人などが設置し、管理・運営する主に年少の児童のために公共に開放した公園。

市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として野菜類等の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸付ける農園のこと。最近では、地方公共団体や農協等が市街地内に残された農地の活用を図りつつ、市民のニーズに応えるため、農地所有者から農地を借り上げ設置するケースが多くなっている。

市民緑地

土地の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援するとともに、緑地の保全を推進するため、主として土地所有者からの申出に基づき、地方公共団体又は都市緑地法第 68 条の 6 第 1 項の規定に基づく緑地管理機構が当該土地の所有者と契約（市民緑地契約）を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

人工林

播種または植樹などによってできた森林。

生産緑地地区

農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図ることを目的として、生産緑地法第 3 条第 1 項の規定に基づき、緑地機能及び多目的保留地機能を有する 500 m²以上の市街化区域内農地を保全するため、市町村が都市計画に定める地域地区。

営農が義務づけられるが、指定から 30 年経過後または農業の主たる従事者等が死亡した際には市町村長に買取りの申出をすることができる。三大都市圏においては、市街化区域農地であっても、相続税の納税猶予（相続人の死亡等により免除）を受けられるとともに固定資産税の宅地並み課税が適用外（農地課税）となる。

総合公園

都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。面積 10～50ha を標準とする。

た行

地域制緑地

法律や条例などの制度によって、一定の地域が指定され緑地の継続性が担保されているもの。緑地保全地域、特別緑地保全地域、生産緑地地区などが該当する。

地区計画

それぞれの地区の特性を活かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法第 12 条の 5 の規定に基づき、一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制し、誘導していくために、市町村が都市計画として定める計画制度。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、その敷地面積は 4 ha を標準とする。

特殊公園

風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園など特殊な公園でその目的に則し配置する。

都市基幹公園

主として一の市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。

都市計画区域

都市計画を策定する場ともいふべき区域で、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の範囲を言う。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。大正 8 年に制定され昭和 43 年に全面改正、平成 12 年にも大改正が行われた。

都市公園

都市公園法第 2 条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国

が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。

都市緑化基金

地域住民の都市緑化活動に対する助成を講じるための基金。(財)都市緑化基金と地方における都市緑化基金がある。(財)都市緑化基金は、地方における都市緑化基金の設立の支援、全国都市緑化フェア等の普及啓発活動等の事業を行っている。地方における都市緑化基金は、民間の行う緑化事業への助成等を行っている。平成15年3月現在全国315基金が設立されている。(本市は「花と緑の基金」平成2年10月設立)

都市緑地

主として、都市の自然的環境の保全及び改善、及び都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園の種別のひとつ

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、宅地の移転などで土地区画のかたちを整理、公共施設(道路、公園など)の整備と宅地の利用増進を図る事業。(土地区画整理法)

な行

二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林。

農業振興地域・農用地区域

農業振興地域整備法に基づいて指定されている地域制緑地の一つである。

は行

パートナーシップ

まちづくりにおいて、住民、行政、企業が、それぞれ自立した主体として、それぞれが他者の主体性を尊重し、かつ、相互作用による創造的な効果を発揮していく関係。

バリアフリー

身体機能の障害と社会環境上の制約によって生じるハンディキャップがない状態。

ヒートアイランド現象

都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなって、等温線が島状になる現象。

ビオトープ

特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた地域の

こと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間と捉えられることが特徴。生物を意味する Bio と場所を意味する Tope とを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となる。

広場公園

主に商業・業務系の土地利用が行われている地域において、都市景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供されることを目的とする都市公園である。

避難地

避難地とは、大規模な地震の発生時等に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する空間地のこと。

プレイパーク

どのような遊びでも自由にできるように一切の禁止事項をなくした子どもの遊び場。自分の責任で自由に遊ぶという考えに基づき、子どもたちのさまざまな遊びへの欲求と好奇心を満たす場として、地域住民によって運営される。冒険遊び場ともいう。

壁面緑化・屋上緑化

都市化に伴う緑地空間の減少を補い、都市環境と景観の向上を図るために、建物の壁面や屋上を緑化する。建物内の消費エネルギーが軽減されたり、生物の移動空間となったりする。

保存樹

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。保存樹の所有者は、保存樹について枯損防止等保存に努める義務を負う。

保存樹林

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木の集団のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。保存樹林の所有者は、保存樹林について枯損防止等保存に努める義務を負う。

ま行

緑の基本計画

環境問題への関心の高まりや自然とのふれあいに対する国民のニーズに応えるために必要となる都市のあらゆる緑を総合的かつ計画的に保全・創出していく施策を、官民一体をなつて展開していくためのマスタープランとして、都市緑地法第4条の規定に基づき、市町村が創意工夫を活かしながら、市町村マスタープラン等に適合して策定する計画のこと。

平成6年の都市緑地保全法の改正により、以前から策定が進められていた緑のマスタープランと都市緑化推進計画に定める内容を統合し創設された制度であり、①緑地の保全及び緑化の目標、②緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項等について定めるもの。特徴としては、都市公園の整備等緑地の保全・創出に係わるハード施策のみならず、緑化の普及啓発活動等のソフト施策まで幅広く対象とすること、策定にあたっての住民の意見聴衆、策定後住民等に対しての公表が義務づけられていること等がある。

や行

ユニバーサルデザイン

あらゆる年齢、背格好、能力の人が利用可能なように、都市空間やその構成要素の対応可能な範囲をできる限り拡張するデザイン的な試み。

用途地域

都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度。用途地域は、第一種低層住居専用地域、商業地域など12種類の用途がある。

ら行

ランドマーク

景観を構成する一つの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴を持つもの。わかりやすく、かつ、個性のある景観を形成するための都市デザインの要素として活用される。一般的には周辺から見ることでできる高さがあるもの。

緑化率

明確な区画境界を有する特定敷地の全面積に対する緑化地面積の割合。この他に緑化面積率の呼称として用いられる場合があり、これは樹木・草本等の植物による緑化面積（独立木の場合はおおむね樹冠の投影面積）の割合をいう。

緑地管理機構

緑地整備、管理について一定の能力を有するとして、都市緑地法第68条の規定により、都道府県知事から指定を受けた公益法人又は特定非営利活動法人。緑地管理機構の指定を受けることにより、管理協定に基づく緑地の管理主体、住民等の利用に供する認定緑化施設の整備・管理主体、市民緑地の設置・管理主体、緑地の買入れ・管理主体等、また、当該買入れ業務の一環として緑地保全地区内の土地の買入れ・管理主体としての業務を行う。

緑地協定区域隣接地

都市計画区域内の土地のうち緑地協定区域に隣接した土地であって、緑地協定区域の一部とすることにより、市街地の良好な環境の確保に資するものとして緑地協定区域の土地となることを当該協定区域内の土地所有者が希望するもの。都市緑地法第51条2項の規定による

認可のあった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することにより、緑地協定に加わることができる。

緑地協定

都市緑地法第 45 条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後その区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

緑被率

区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地・草地・農耕地・水辺地・及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地。

緑道

災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性と快適性の確保などを図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯と歩行者路又は自転車路を主体とする緑地のこと。幅員は 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場などを相互に結ぶように配置する。

緑化重点地区

緑地の保全・整備と都市緑化の総合的な展開を図るために、モデルケースとして設定した地区。設定した地区においては、緑化推進施策をできる限り詳細かつ具体的な整備計画として策定する。

わ行

ワークショップ

あるテーマについて、様々な人々が技術や知恵を出し合い、グループ作業によりデザインの提案等を行う方法で、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されており、グループの創造行為と合意形成に重点が置かれ、形式張っていない方法。

*出典：「緑の基本計画ハンドブック」2001 版を修正・加筆